

交通安全コーナー

の～んびりいこうや北海道

春の全国交通安全運動

4月6日(火)～4月15日(木)

期別運動の視点

新入学(新学期)を迎える子供や活動期に入る自転車利用者の事故防止を図るための活動等を推進

- 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
- 自転車の安全利用の推進



街頭啓発(旗の波運動)

【日時】 4月6日(火) 午前10時30分から
※雨天中止

【場所】 国道5号線バイパス
高森石油(株)向の海側、
役場庁舎裏の2箇所
※最寄りの場所でご参加ください

～みんなで参加してドライバーに
安全運転を呼びかけましょう～

～4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」～

確定申告期限の延長と振替日(振替納税)の変更について

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税について、4月15日(木)まで、申告・納付期限を延長することとしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、申告所得税は5月31日(月)、個人事業者の消費税は5月24日(月)に変更となりました。

● 申告・納付期限

	延長前	延長後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	
贈与税	令和3年3月15日(月)	

なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するID・パスワードがあれば、確定申告会場に向くことなく、ご自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告(e-Tax)していただくことが可能です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、必要な事項を入力して、e-Taxで申告いただければ、医療費の領収書や寄附金の受領証などの書類を提出していただく必要がなく、大変便利です。是非ご利用ください。

また、令和2年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和7年12月31日まで申告することが可能です。

(還付申告の例)

- ・ 給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除(ふるさと納税等)・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)により還付を受けられる方 等